

Title	日本靈異記の成立に関して : 前田家本と真福寺本との比較から
Author(s)	八木, 毅
Citation	語文. 24 P.13-P.22
Issue Date	1961-08-01
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/68550
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

日本靈異記の成立に関して

— 前田家本と真福寺本との比較から —

八 木 毅

一

日本靈異記の伝本として主要なものとしては、上中下三巻にわたって存する高野本が、まづその代表的なものとして挙げられねばならない。しかしその所在が不明になってゐるといはれる原本（屋代弘賢が借覽してゐることは、被齋がその校本の跋に書いてゐる）をはじめとして、その系統の国立国会図書館（上野図書館本）や水戸彰考館や京都三手文庫などにある諸本が、いづれも略本であるのが惜まれる。

興福寺本は、古さと伝来の確かさにおいて重要な伝本であるが、上巻のみしかなく、真福寺本は中下巻しかない。

ここに主として取上げる前田家本は、下巻のみの零本で、真福寺本と対比して見た場合、その兩者の間にかんがりの相違するところがあつて、それに関しては、すでに池田亀鑑博士や松浦貞俊氏や武田祐吉博士など多少論ぜられたところもあるが、細部に涉つての検討は未了といふのが研究上の現段階ではないかと思ふ。言ふまでもなく本書編述の順序は、上巻が雄略天皇から聖武天皇まで、中巻が聖武天皇から淳仁天皇まで、そして下巻が孝謙天皇に始まる年代順に

よる説話配列の方法をとつてゐるのである。従つて本書の成立に関する問題を解く鍵は、より多く下巻に存すると言つても過言ではない。わたくしは下巻における各話文末の異同、文字の誤脱や表記の仕方、訓釈の順序、今昔物語に採られてゐるものの本文など、種々の角度から前田家本と真福寺本とを比べて見て、その書誌的な検討の結果が、日本靈異記の成立の問題とどのやうにかかはり合ふものであるかについて考へてみたい。

二

前田家本と真福寺本との間における形態上の著しい相違の一つは、各説話の文末部におかれてゐる述作者乃至は編述者の立場に立つての感想または要約といった所謂抽象的文言の有無である。即ち、真福寺本にはあるのに前田家本にはないものについて挙げてみると、

	下巻真福寺本	武田博士本
	寺本の段頁数	・行数
一	358	359
	-3	3
	文末の「抽象的文言」	（前田家本）
	「贊曰」以下三十七字なし。	
	「是亦奇異之事也」の七字なし。	

二	360	362	7	3	「云々」のみあって五十三字なし。	
四	363	362	5	5	「贊曰」以下五十一字なし。	
五	364	363	5	5	「是奇異之事矣」の六字なし。	
六	364	363	5	5	「當知」以下四十字なし。	
七	365	364	4	4	「故於」以下二十字なし。	
八	365	364	-3	4	「誠知」以下三十二字なし。	
九	367	366	6	-3	「贖祓」以下九字なし。	
十	368	367	3	6	「諒知」以下三十字及び「贊曰」以下四十一字なし。	
十一	369	368	2	3	「定知」以下十九字なし。	
十二	369	369	-2	2	「贊曰」以下二十三字及び「誠知」以下十一字なし。	
十三	371	370	1	-2	「是乃」以下十六字なし。	
十四	372	371	2	1	「若」以下十九字（この間に「云々」あり）及び「方広経」以下二十九字なし。	
十五	372	372	-2	2	「慳貪」以下七十五字なし。「云々」の二字傍に小書。	
十六	374	373	4	-2	「法事」以下三十七字なし。	
十七	375	374	-7	4	分注十二字、「誠知」以下二十三字なし。	
十八	376	375	3	-7	「而由」以下五十八字なし。	
十九	377	376	-4	3	「我聖朝」以下十九字なし。	
廿	378	377	6	-4	「者」以下二十三字なし。「云々」で文を終る。	
廿一	378	378	-2	6	「深信」以下十字なし。	
廿二	380	379	6	-5	「誠知」以下三十一字なし。	
廿三	381	380	-5	4	「者」以下六字なし。	
廿四	383	382	4	-5	（前田家本では卷末第卅九となり、その文のあとに、円勢（上四）伊預国石槌山（下卅九後半）が補遺の形でつく。）	
廿五	384	383	7	4	（以下前田家本では、前段の關係で段数が真福寺本と一段つづけてこの段第廿四。）「而」以下十五字なし。	
廿六	385	384	-2	7	文末、大体真福寺本と同じものがある。	
廿七	387	386	-4	-2		
廿八	388	387	-6	-4		
廿九		388		-6		
卅	390	389	-1		（最後のところ前田家本「是也」とあるのが真福寺本には「是以慎信矣」とある。）	
卅一	391	390	-6		（最後「誠知是聖非凡矣」は前田家本では「知」がないだけ。）	
卅二	392	391	4			
卅三	393	392	-3			
卅四	394	393	-6			
卅五	395	394	-1			
卅六	397	396	2			
卅七	398	397	2			
卅八	398	398	5		前半ハ歌詠の表相の説話Vなし。 ハ山部天皇御世V以下あり。	

卅九	404	4	文中初めに近いところに十四字の欠文ありこれは元来なかったものを真福寺本が補ったものとみられる。
405	404	1-3	「内教」以下十八字も同じくなし。 「同宮九」以下二百八十三字欠字。

このやうに前田家本には、真福寺本に比べて多くの「省略」がある。これが従来言はれてきたやうに「省略」なのか、それとも本書の初稿本とか原初本とか言はれるものの姿を伝へて来てあるものと考へるべきなのか。それは以下に述べる事柄と関聯させて考へると後者であると断定していいのではないかと思はれる。右の表によると、第廿四段以下に、それより前と非常な相違のあることがわかるであらう。そして第廿六段以下に両本間の文末部の相違の少いのは一般に真福寺本のこの部分が簡略、未成長であることに由つてゐるのである。つまり下巻前半部においては、真福寺本は前田家本よりも相当程度の成長を示してゐるが、後半部にはまだ及んでゐないといふことができると思われるのである。

三

前田家本の方が真福寺本よりも未成長な段階にあるといふことは、それが未精撰本であるといふことになる。さういふわけで真福寺本において確かさを欠く部分の復元には、前田家本の本文が非常に役立つのであり、また援用しなければならないといふ例を次に若干挙げてみよう。

△真福寺本第廿五V △前田家本ではV

祖父丸

祖父麻呂

備償・備償・不諭・不諭・日・日・離木・離木・解祇・解祇・西田町・西田町・伯・伯・土等・土人等・小子・小子・若固・若鬼魅敷・光事・先事

これはごく一例にしかならない。いちいち両本の本文をこのやうに照合するまでもなく、武田祐吉博士（朝日古典全書）本の頭注校異の、特に下十七、廿二、廿三、廿四、廿五、廿六、卅一、卅三、卅五、卅八後半などを見られれば、右に述べた如き事情が直ちに理解せられるであらう。前章において、下巻後半部は、前田家本と文末部の体裁が大体同じであることを指摘したのに、ここでは本文上の相違の多いことを指摘するのは、一応矛盾のある現象のやうに見えるかも知れないが、前述のやうに、その部分は、真福寺本の方が前田家本のもつ未精撰の性格に近い。換言すれば、真福寺本の方が、より古い形の前田家本に近いものVから伝来してくる過程において、下巻前半部はかなり増補、精撰せられたのに、もとの下巻後半部は、さうした作業から取残された為に本文が稍粗末になった。それに対して前田家本は、後にも述べるやうにそれ程流布せず

にあったので、自然本文の動く機会が少なかったのではないかと見られる。それ故に右のやうな両本間の相違が生じたと考へてよいやうである。

四

さらに前田家本の方が、真福寺本よりも古いものであるといふ点について追求してゆかう。

日本靈異記は、説経のための話としての説話が集められたものであると見て差支へないのであるが、上巻の序文によると、「昔漢地に冥報記を造り、大唐国に般若験記を作りき。何ぞただ他国の伝録に懐みて自土の奇事を信け恐れざらめや」とあつて、漢土の仏教説話集に対抗して述作する旨を明らかにしてゐる。そのやうな動機で編述された本書においては、その一つひとつの話が、いつのことであるかを示すのに、風土記の説話の場合と同様に「何々天皇之世」といふ言ひ方を用ひてゐる。風土記について見るに、常陸国風土記では、「淡海大津朝」（香島郡）といふのが一例あるほかは全部「何々天皇之世」皇后や国宰の治世により示す場合には「之時」「時」が用ひられてゐるといったやうな表記上の統一がある。

播磨国風土記は、周知の如く未精撰な述作なので、体裁上の不統一があつて、同じ郡内においても「天皇御世」「天皇之世」（飾磨郡）と二つの表はし方が用ひられてゐるが、大体は「諱（或ひは官号）十天皇十之世」とあるのが基本になつてゐる。

天平期に入つて出雲国風土記になると用例は少いが、「天皇御代」（意宇郡）があり、ここに「代」が出てくる。

注 古事記では上巻淡田毘古の条や下巻仁徳天皇の段などに、

「御世」の字が用ひられてゐるが、万葉集では、例へば柿本人麿が巻一29に「日知之御世、從」と書き、同巻38に「神乃御代、鴨」と用ひるのによつて見るに、たとひ時代が同じであつても、 \wedge 散文 \vee と \wedge 和歌 \vee とでは用字意識にかなりの隔たりがあつたものとみてよいと考えられる。

日本靈異記では、上巻には「代」が多く、中巻では「世」が多く用ひられてゐて、下巻ではどうかと言ふに、前田家本は「世」「代」同数であるが真福寺本の方では「代」が稍多くなつてゐる。また孝謙天皇のことを、下第一においては「諾楽宮宇太八洲国之帝姫阿倍天皇御代」と非常に長く表はしてゐるが、下第三以下においては「帝姫阿倍天皇代」と両本ともに短かくしてゐる点では一致してゐるものの、前田家本は、第一、第三、第十一以外では、すべて「帝姫」といふのを省略してゐる。

これらのことを考へあはせてみるに、真福寺本に見られるのは、前田家本（厳密には「前田家本系の祖本」）の「世」「代」を僅かでも当世流に「代」の方に改めかけたこと、また省略されてゐる「帝姫」を「阿倍天皇」の頭に全部冠して、体裁を整へたことは、真福寺本の前田家本に対する精撰の過程が見られるのであると考へられないだらうか。

地名表記の相違のあるものを調べて見ると、前田家本において、明らかに誤つてゐると思はれるものは、真福寺本では↓で示した如くに正されてゐる。

(346-6) 小阿郷↓小河郷

(365-2) 信能国↓信濃国

(365 7) 表江里↓遠江里

(372 -7) 洛自陵↓活目里

(379 1 380 -4) 小懸郡↓小懸郡

(381 -1) 野淵郡↓野州郡

() 郷上嶺↓御上嶺

(383 -8) 海部郡↓安諦郡

(394 -1) 備前国↓肥前国

また、初稿本には恐らくさうあったのではないかと思はれる地名が、前田家本にあって真福寺本ではそれが↓のやうに改められている。

(381 -1) 面田野浦↓西田町

(391 4) 美濃国↓美乃国

(393 3) 針原郡↓榛原郡

(375 -3) 丹南郡↓丹治比郡

次に両本間の欠脱の相違について調べて見ると、前田家本では欠けてゐて、真福寺本に存するものは数多くあるが、その中から若干の例を拾ふと、

(353 -1) 兵之怨 ▲ ↑書

(354 2) 破 ▲(1) 死即死 ▲(2) 生猪 ↑飛(1) 々々(2)

(354 7) 遠近 ▲足欲導 ↑愧前非長祈後善注奇異事示言提流授手欲劬濡

(357 -3) 御 ▲大八洲国 ↑字太

(358 4) ▲以法花経 ↑而

(401 -7) 「彈指」から次の「彈指」まで四十字を写しおとす。

注 ▲印は前田家本にその部分脱字になってゐることを示す。

このやうに前田家本の明らかな誤脱や、表記上の「不備と考へたと思はれる点」を、真福寺本においては補つてゐると見られるのである。

五

日本靈異記には、所謂訓釈なるものが文中所出の語に付されてゐる。それが各段の文末に纏めて挙げてある場合と、文中に割注の形式で記入されてあるものがある。真福寺本では(中巻に訓釈がないので中巻下巻が別系統のものであるとする説がある)前者の方法をとり、前田家本では、後者をも混へてゐる。ところがその訓釈の配列順序が、真福寺本では、本文にその語が出てくる順序になつてゐないで、かなり「混乱」してゐるやうに見える。前田家本の方では、前者の方式による場合を見ても、真福寺本における訓釈のやうに見かけ上の「混乱」は殆んどない。今ここには、両本ともに「混乱」のあるものを例に挙げて見ると、

真福寺本第廿七

⑬—掃④次—⑭蘆—⑮隙—⑯銅—⑰動—⑱宵—⑲操—⑳恻然

前田家本第廿六

①笋—②掲—③脱—④次—⑤隙—⑥惣—⑦銅—⑧動—⑨宵—⑩操—⑪控⑫讓—⑬宵—⑭掃

注 ○の中の数字は、本文中にこれらの語が出てくる順序を示す。

これを数存だけ取り出してその配列を検してみると、

△真▽ 13 4 14 15 5 6 7 9 12

△前▽ 1 2 3 4 15 11 5 6 7 9 10 11 7 13

となつてゐて前述の「混乱」の実態が明らかになる。そして「混乱」と言はれてきてゐるものは、その数列がひと続きの一回きりのものになつてゐないことをさしてゐるのであることが判るのである。

それではそれはどういふことを意味してゐるのであらうか。真福寺本の方を見ると、⑬の次が④で続かない。④—⑭—⑮は本文に語の出でくる順序になつてゐる。⑮の次に⑤が出てくるが、これも続かない。が⑤—⑥—⑦—⑧—⑨—⑩は、これまた本文に語の出でくる順序に従つてゐる。かく見てくると、「混乱」と見えたのは実は訓釈が

この場合で言へば、三回に涉つて施されたことを意味すると考へられるのである。同様に前田家本の方を見ると、この方は四回に涉つて付注せられてゐることになるのだと考へることができるであらう。ここに挙げた例は、偶々前田家本の方が付注回数が多い場合であるが、前田家本では下巻の前半は前述のやうに割注形式で、それ

にあたる部分の真福寺本では、下第一(五回)。下第二(二回)。下第三(なし)。下第四(五回)。下第五(一回)。下第六(二回)。下

第七(二回)。下第八(二回)。下第九(二回)。下第十(三回)。下

第十一(一回)。下第十二(一回)。下第十三(四回)。下第十四(四回)。下第十五(一回)。下第十六(三回)。下第十七(一回)。下第

十八(四回)。下第十九(二回)。下第二十(二回)。下第二十一(なし)。

下第二十二(一回)。下第二十三(二回)。下第二十四(一回)となつてゐて、段によつては度かさねて付注することが行はれたものであると考へられる。

ところで下巻後半は、両本が同形式で訓釈を付してゐるので、先に示したやうな方法で比較して見ると

真廿五・1 2 3 4 5 6

前廿四・1 5 6

真廿六・5 8 9 10 11 13 14

前廿五・2 16 3 4 5 6 7 8 10 11 12 13 14 15 16

真廿七・1 2 9 4 5 6 8 7

前廿九・1 2

真卅一・2 3 4 5 1

前卅一・1 2 4

真卅三・1 2 4 5 3

前卅二・1

真卅五・1 3 2

前卅四・1 2

真卅六・1 3 7 9 2 4 5 8 6

前卅五・1 3 4 7

真卅七・1 2 3

前卅六・1 3

〔真卅八（後半）・123659101112〕
〔前卅七・14811125〕

これによって見て判るやうに、大体において前田家本の方が訓釈の数が少く且つ付注作業の回数も少いのに対して、真福寺本の方は二回以上のものが大多数を占めてゐるのである。

訓釈の「混乱」を右のやうに見ることに若し間違ひがないならば、訓釈の語数が多く付注作業の繰返し行はれた形跡のある真福寺本の方がテキストとしてよく用ひられたことを意味すると言ひ得るのではないだらうか。一方前田家本の方がテキストとして用ひられることがより少かつたといふのは、この文が、より未精撰なものであったことに由るのではないかと思はれるのである。

六

今昔物語には日本霊異記から取材してゐるものが多いことは周知の通りである。その数は日本霊異記上中下巻の合計百十六話の内、八十二話にのぼり、下巻はいちばん低率だが十四話に達する。（数は武田博士本による。）本誌第二十三輯（昭和35年8月）に山根賢吉氏が発表せられた「今昔物語集と日本霊異記との関係」によると、今昔物語が日本霊異記から取材してゐる場合、それが直接の場合と、間接の場合とがあり、三宝絵詞および本朝法華験記の介在による間接的取材のあることを軽視してはならないことを述べられたのであったが、今ここでは仮りに下巻十四話のすべてが本書から直接に今昔物語に取材されたものとした場合、その原典が、真福寺本と前田家本とのいづれに近いかを調べてみると、前田家本に拠つてゐると思はれるもの五、他は多分真福寺本に拠つてゐるのではない

かと考へられるものなのである。

先づ始めに真福寺本よりも前田家本の本文に近いと見られるものについて検討して見よう。本書下第一による今昔物語十二巻第卅一では、全般に語句の入替へ、文の補入などが多いが、文末の「贅曰」以下の三十七字は、前田家本にないのを承けて今昔物語にも存しない。本書下第八による今昔物語十七巻第卅四では既述のやうに真福寺本が「遠江里」と正してゐる前田家本の「表江里」を、今昔物語ではその誤りのままに「表江の里」と書き、また真福寺本に「或猷俵稻」とあるのが、今昔物語では「或は稲を持ち来て奉り、或は米を持ち来て奉り」とあつて、これは前田家本に「或猷稻米」とあるのによつてゐるとみられるのである。しかしながら、「誠知」以下の卅字が、前田家本にないのに今昔物語には大体それと同内容のものがあるのは、現存の前田家本そのものによつてゐるのでないことを示してゐるといふべきであらう。本書下第廿による今昔物語十四巻第廿七では、本書真福寺本の本文にも、かなりの誤脱が目につく。真福寺本、「粟国」前田家本、「阿波国」が、今昔物語では「阿波の国」とあり、苑山寺がやはり前田家本に同じである。本書下第廿三による今昔物語十四巻第卅で、「勘、ふるに、忍勝が申すところの如し」とあるのは、前田家本の「校之如白」によつてゐるのであつて真福寺本では「授之如白」となつてゐる。本書下第廿五による今昔物語十二巻第十四、冒頭の部分は人物・時代の提示の順序が今昔物語では改められて、まづ時代の提示に始まり、人物の出でくる順序も変へられてゐるのであるが、その時代の提示は本書では「白壁天皇世宝亀六年乙卯夏六月十六日」といふのが、今昔物語では冒頭に「白壁天皇の御代」と置き、続いて人物を次々に紹介し、そして記事の

発端に「宝亀六年……十六日」を置いてゐる。既述の如く、この部分は、真福寺本にはなくて前田家本に存するものなので、今昔物語は前田家本（現在の前田家本そのものとは言へない。）によつたと見られるのである。

ところが次に調べて判るやうに、真福寺本の本文により近いものもあって、それは数も多い。本書下第三による今昔物語十六卷第七は真福寺本、前田家本その他の間に本文上の異なるところは殆どないので、ここでは問題にならない。本書下第四による今昔物語十四卷第八も、本書の本文に兩本共大した違ひがない。前田家本に欠けてゐる「賛曰」以下五十一字が真福寺本では僧を賛へることに終つてゐるのに対し、今昔物語では舅の不善をも指摘してゐる。本書下第六による今昔物語十二卷第七は、真福寺本に「有一大僧」とあるのだが今昔物語では、「一の僧ありけり」と前田家本と同じである。また「化法華経也」が今昔物語では「化して経となれり」とあって、前田家本によつてゐる如くに見えるが全体としては真福寺本の通りになってゐるところが少くない。標題に真福寺本では「禪師将食」とあり、今昔物語の標題にもこれにあたる部分がないのは、前田家本と一致してゐる。本書下第十による今昔物語十二卷第九真福寺本「置於住室」、前田家本「置於住家」は今昔物語では、「住む屋のうちに置きまつれり」とあり、前田家本によつてゐるやうに見えるが、始めの方に出てゐる「安謐郡之荒田村」（傍点部前田家本になし。）にあたる部分は、真福寺本によつてゐるやうに思はれる。本書下第十一による今昔物語十二卷第十九、冒頭の「南蓼原里中蓼原堂」（傍点部前田家本になし。）は真福寺本によつてゐるらしく、また逆に、「忽ちに二の目開きぬ」とあるのは前田家本「便二目

開」（傍点部真福寺本「亦」）によつてゐるやうにも見られる。本書は下第十二による今昔物語十六卷第七三、真福寺本と前田家本との間に大した相違はない。「乞飯命活而経数年」（傍点部前田家本「食」）が、今昔物語では「食を乞ひて命を継ぎて年ごろを経る間」とあつて孰れによつてゐるとも断じ難い。本書下第十三による今昔物語十四卷第九、この段は真福寺本によつてゐる。この話は本書の兩本の間に相当の相違があるが、それらの箇所すべてが、今昔物語では真福寺本の方に一致してゐる。ただ前田家本に「而逕七、日已訖」は今昔物語に「七七、日既に過ぎぬ」とあるのに照応するが真福寺本では単に「七日」とあるのみである。本書下第十八による今昔物語十四卷第七六、全体として真福寺本によつてゐると思はれる。ただ文末の「晰知」以下のところは、前田家本に所出の部分まで本書と同じであるが、それより後の部分は真福寺本では抽象的に教訓を述べ、さらにここにふさはしい律、経を引用して結んでゐるのであつて、今昔物語の方はこの段の内容に即した「見る人」「この二人」「経師」などの語を挿入して具体的にした要約と批判による教とを展開してゐるところが、僅かな相違なのである。本書下第廿一による今昔物語十四卷第七三、この段は真福寺本と前田家本との間に問題とするに足るほどの相違がみられない。

このやうに今昔物語が原拠とした日本靈異記の本文は、前田家本のもつ本文の特色を少くとも三分の一はもちながら、他の大部分が真福寺本の本文の要素をもつものによつてゐると見られるのである。今昔物語の編述者が日本靈異記から取材するのに、ここは前田家本により、ここは真福寺本によるといふやうなことはしなかつたらう。といふわけで兩本の性格をあはせ持つ伝本の存在を考へるの

である。現存の前田家本・真福寺本は孰れも鎌倉時代の書写にかか
るものであるとされてゐる。前者にはその奥に「嘉禎二年丙甲三月
三日書写畢石筆禪惠」とあってその下限は明らかである。これら兩
本の他に、日本靈異記伝来の途中に前述のやうな性格の伝本が存
し、それが今昔物語編述者の典拠になつたものとわたくしは見るの
である。

七

池田龜鑑博士は下巻前半の前田家本の訓積の記し方が、文中に割
注の形式で行はれてゐるのを、「靈異記原本の古態を存するもの」
と考へられ、また文末の類型所文言（本稿二に所説）のないことに
ついて、景戒初稿本におけるその存在を疑はれ、且つ下巻の後半
からは前田家本の体裁が真福寺本のそれに近くなつてゐるところか
ら、日本靈異記の原本そのものが、この下巻第廿四を境にして小さ
く纏つてゐたのではないかとの推定をせられた。（「国文学踏査」
第一輯。松浦貞俊氏「日本靈異記」研究篇。33頁に拠る。）これに対
して松浦氏は「前田家本下巻前半に類型的文辞のないのは省略の結
果と思ふ」と反対の意見を述べてをられる。つまり池田博士は前田
家本を△初稿本に近いもの▽と考へられたのに対して松浦氏は、
△真福寺本より新しいもの▽とせられたのである。

しかるにわたくしが本稿二三四において検討してきた如くに、前
田家本は矢張り初稿本に近いものであり、それが下巻前半において
増補精撰せられたものが真福寺本であるといふのが、伝来の事実
に略近いやうである。その意味において池田博士の推定が妥当であつ
たと認められるのである。

真福寺本では破損してゐるために被齋もそのままにしてゐた下巻
の序文（高野本は逸脱）の前三分の一の百七十七字は、前田家本に
よつて始めて補はれたのであるが、その部分に「今探是賢劫尺迦一
代教文有三時。一正法五百年二像法千年三末法万年。自仏涅槃以來
迄于延曆六年歲次丁卯而逕一千七百廿二年。過正像二而入末法。然
日本從仏法僧適以還迄于延曆六年而逕二百卅六歲也」とあつて、こ
の序文の制作されたのが△延曆六年（七八七）▽であつたことがわ
かる。前田家本第卅七（真福寺本第卅八後半）によると、この年九
月四日の夕、景戒は煩惱にまとはれて日夜奔走し、俗家にあつて妻
子をかかへ、養ふに食もなく、衣もなく、薪もなく、その他生活に
入用な何物をも持たない貧窮のどん底にあつて、不安に襲はれ、心
の動揺押へ難く、夜昼となく寒さにふるへ、空腹にたえかねてゐる。

このやうな悲惨の境に追ひ込まれてゐるのは、前世において僧侶に
物を与へなかつた報であると反省慚愧して寝た。ところが夜半、夢
中に乞食（沙弥鏡日）が現れて「諸教要集」を写せと言つてそれを
置いていった。景戒はそれが契機となつて△正覺▽をなすに至つた
と書いてゐる。

日本靈異記の初稿本はこれらの事情から考へて、下巻前半部と前
田家本に存する序文との合したものは、延曆六年九月四日以降のそ
の日に遠からぬ頃に成立したものと見られる。

また、下第卅九の後半（前田家本欠文、真福寺本による。）に「然
歷廿八年而平安宮治天下山部（桓武）天皇御世延曆五年歲次丙寅年
則生於山部天皇々子。其名為神野親王。今平安宮疏十四年治天下賀
美（嵯峨）天皇是也。……而是天皇者出弘仁年号伝世」とあるのに
よつて、本書成立年代の下限は弘仁の末年（嵯峨天皇は大同四年四

月に即位せられて翌年九月十九日に弘仁と改元、弘仁は十四年まで続くがその年に淳和天皇の即位があるので嵯峨天皇の治世は弘仁十三年(八二二)までは十四年である。)であって、この三十四五年の間に、前田家本後半部が出来、次いで既述の今昔物語編者が手にしたであらうと考へられるものへと成長し、恐らく平安末期までには真福寺本のやうに相当増補され、精撰せられたものが形づくられてきてゐたであらうと考へられるのである。

上巻中巻の成立の時期については手がかりを得てゐないので、延喜六年の段階で興福寺本が成立してゐたとも断定しかねるが、景戒自身に、かねてからの用意があつたと仮定すれば、上巻中巻も、下巻における程度には、その年に出来てゐるはずであると考へるべきであらう。

附記

本稿一の高野本については、小泉道氏が上野図書館本の善本なる旨を論証してをられる。(『靈異記の高野本をめぐって』高野本原本想定を試み) 国語国文昭和31・8) 本稿二の武田博士本と記したのは、後出の武田祐吉博士校注による日本古典全書 日本靈異記(朝日新聞社刊)のことであつて、その表の行数の項に3とあるのは、その頁の終りから三行目を示すものである。本稿五の調査については、その正確を期して加藤勝美さんの助力を求めた。本稿六の今昔物語は長野菅一氏校訂の日本古典全書 今昔物語に拠つた。